別紙　対象となる経費の内容および奨励額

対象となる経費の内容

科 目	内　　容
報償費	外部講師、指導者等に対する謝礼
旅費	外部講師、指導者等の交通費
需用費	道具類（草刈り機の刃、チェンソーのチェーン、鎌等の用具代（高額なものを除く））、ヘルメット、看板、印刷費、チラシ、報告書作成、簡易資機材、事務消耗品、燃料費、お茶代、簡易な賄い材料代など
役務費	通信費、傷害保険料など
使用料	会場費（会議室、イベントホール、空調費、備品賃借料など）、 道具類使用料、車両使用料（バス借上など）

奨励額

番号	対象となる活動	対象となる活動の要件および奨励額				備考
		内容	要件等	奨励額	上限	
(1)	ヨシ刈取り等の保全活動および刈取りヨシの運搬による資源利用活動	ヨシの刈取り	①刈取り面積 500㎡以上2,000㎡未満	経費の2/3以内	3万円	
			②刈取り面積2,000㎡以上	経費の2/3以内	5万円	
		受注者が指定する場所への刈取りヨシの運搬	①運搬距離30km未満	定額100円/1束	－	・1束30cm程度 ・上下2箇所結束 ・穂先を揃える ・極力、雑草等の混入がないこと
			②運搬距離30km以上	定額150円/1束		
(2)	ヨシ植栽活動	ヨシ植栽	ヨシ植栽にかかる需用費等（ヨシ苗、杭、肥料、突堤・消波柵等の材料）、その他の経費	経費の2/3以内	50万円	
(3)	ヨシの生育の支障となっているヤナギ等の伐採活動	ヤナギ等の伐採	地際から30cm高の直径 10～20cm未満	定額 7,000円/本	30万円	
			20～30cm未満	16,000円/本		
			30～45cm未満	28,000円/本		
			45cm以上	40,000円/本		
(4)	ヨシの保全にかかる普及啓発活動	上記以外で実施要領2の活動	実施要領6の審査で承認された活動	経費の2/3以内	20万円	

【留意事項】

① 団体の構成員に支払う賃金や報償費は、奨励金の対象とはしない。
② 会員間での機器・備品類の購入、貸借は奨励金の対象とはしない。
③ パソコン、プリンター、デジタルカメラ等の汎用性の高い物品については、奨励金の対象外とする。
④ 販売目的の冊子等の印刷経費は、奨励金の対象とはしない。
⑤ 報償費を現金に換えて図書カードで支払う場合は、図書カードの購入費を奨励金の対象とする。
（お菓子類および商品券等の贈答品は奨励金の対象とはしない。）
⑥ 視察研修の旅費は、奨励金の対象とはしない。
⑦ 個人で準備することが適当と考えられるものは、奨励金の対象とはしない（作業着、安全靴および弁当等）。
⑧活動に直接関係のない物品や役務については、奨励金の対象とはしない
（書籍、印鑑、ユニホーム、会報誌郵送料、電話料金等）